2　不当な差別的取扱いに当たらない具体例

○　合理的配慮の提供や適切な保護の可否の判断等のため、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況等を確認すること。

○　障害のある刑務所出所者等の再犯を防止し、社会復帰を図るため、障害の特性等に応じた個別の処遇計画を作成すること。

○　障害のある刑務所出所者等からの保護の申出について、事業者自らが適切な保護や支援等を行うことが困難である場合に、対応可能な施設や相談窓口に関する情報提供等を行うこと。

3　合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

⑴　物理的環境への配慮の具体例

○　事業者が管理する施設・敷地内において、車椅子・歩行器利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。

○　配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡すこと。パンフレット等の位置を分かりやすく伝えること。

○　目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。

○　視覚情報の処理が苦手な者のために掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて対応すること。

○　移動に困難のある更生保護施設入所者のために、居室を施設内の移動がしやすい場所に変更すること。

⑵　意思疎通の配慮の具体例

○　筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行うこと。

○　情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供等）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、なじみのない外来語は避ける、法律用語等は分かりやすく言い換える等）を行うこと。その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。

○　意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。

○　比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明すること。

○　障害のある更生保護施設入所者等に対し、生活上必要な言葉等の意味を理解できるように説明すること。

⑶　ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

○　障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで椅子などを用意すること。

○　スクリーン、手話通訳者、板書、教材等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること。

○　他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により発作等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備すること。

○　事務手続の際に、職員等が必要書類の代読・代筆を行うこと。

○　障害の特性に応じて、施設内の日課や慣行を柔軟に変更すること。

○　点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用する障害者のために、シンポジウム等で使用する資料等を点訳又は拡大したものや、テキストデータを事前に渡す等すること。

○経済産業省・環境省告示第十七号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十二年経済産業省・環境省告示第十号（温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

第一号の表を次のように改める。

北海道電力株式会社	0.683
東北電力株式会社	0.571
東京電力株式会社	0.505
中部電力株式会社	0.497
北陸電力株式会社	0.647
関西電力株式会社	0.531
中国電力株式会社	0.706
四国電力株式会社	0.676
九州電力株式会社	0.584
沖縄電力株式会社	0.816
アーバンエナジー株式会社	0.410
アストモスエネルギー株式会社	0.190
イーレックス株式会社	0.662
一般財団法人中之条電力	0.316
一般社団法人電力託送代行機構	0.316
出光グリーンパワー株式会社	0.253
伊藤忠エネクス株式会社	0.568
ＳＢパワー株式会社	0.259
エネサーブ株式会社	0.634
荏原環境プラント株式会社	0.266
王子製紙株式会社	0.438
オリックス株式会社	0.498